

自己資本関係

用 語	解 説
1 ポートフォリオ	金融資産の総称。
2 エクスポージャー	リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
3 ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリンといいます。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされているもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指します。
4 抵当権付住宅ローン	バーゼルⅢにおいて、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
5 不動産取得等事業者	(代表的な解釈としては) 不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
6 オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
7 基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット=1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%として算出されます。
8 リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額を指します。
9 所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%(自己資本比率規制における国内基準)として算出されます。
10 総所要自己資本額	リスク・アセット等の総額(信用リスク、オペレーショナル・リスク等、各リスク・アセットの総額)×4%(自己資本比率規制における国内基準)として算出されます。
11 単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセット等の総額(信用リスク、オペレーショナル・リスク等、各リスク・アセットの総額)として算出されます。
12 繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理等に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

信用リスク関係

13 クレジットポリシー	与信業務の基本的な基本理念や手続き等を明示したものを指します。
14 信用リスク	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化や倒産等から金融機関の資産価値が消滅し、金融機関が損失を被るリスク、および保有有価証券等の資産価値が減少もしくは消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。
15 信用集中リスク	当金庫における信用集中リスクとは、与信額上位20先の大口先(要管理先以下)において、担保・確実な保証、個別貸倒引当金を差引いた残額が損失となった場合のリスク量を指します。
16 リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
17 A L M	A L M (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理をいい、主に金融機関において活用されているバランス・シートのリスク管理手法を指します。
18 適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関と定めています。
19 信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(預金、自金庫預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。
20 モンテカルロシミュレーション法	本アプローチは、リスクファクターの変動を乱数を用いてシミュレート計算し、リスクファクターの変動が実現したと仮定した場合に、保有資産等から発生する損益を把握した上で VaR を計算する方法です。

市場リスク関係

21 市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。
22 価格変動リスク	価格変動リスクとは、市場価格の変動によって保有資産の価値が減少した場合に損失を被るリスクのことです。当金庫では、A L M委員会を設置し、経済情勢、金利動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、価格変動リスクの管理を行っています。
23 派生商品取引	デリバティブ取引ともいいます。有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
24 長期決済期間取引	長期決済期間取引とは、有価証券等の特定日から受渡し、または決済の期日までの期間が一定の期間を越える取引をいいます。
25 証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン/債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産を指します。
26 オリジネーター	原資産の保有者を指します。
27 VaR	Value at Risk(バリュー・アット・リスク)。将来の特定の期間内にある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出された値をいいます。

金利リスク関係

28	コア預金	明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことを指します。当金庫は、内部モデルにより実質的な滞留期間を算出しております。
29	金利ショック	金利変化（衝撃）のことで、上下200ベース・ポイントの平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法があります。
30	銀行勘定の金利リスク	金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金、有価証券、貸出金など）が、金利ショックによりどれくらいリスク量が発生するかをみるものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値（保有期間1年、観測期間5年の金利変動データ。ただし、99パーセントタイル値が50bpを下回る場合は50bp）として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
31	パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99パーセント目の値を指します。
32	アウトライヤー規制	銀行勘定における金利リスク量が自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる銀行をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングを行ないます。
33	ストレステスト	例外的だが、蓋然性のある事象が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法です。

オペレーショナル・リスク関係

34	事務リスク	事務リスクとは、役職員が事務作業を行うに際して、正確性を欠く、または作業を怠ったり失念したりすること、もしくは不正な行動をすることにより、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、金融機関の信用の基本は正確な事務取扱いであるとの認識に立ち、規程や事務取扱要領を整備しております。また、監査部による臨店監査を通じた内部監査強化により相互牽制体制を構築して事故の未然防止について万全の体制をとっております。さらに事務部による臨店指導や内部研修等により事務レベルの向上を図るなど、事務リスクに対する十分な管理態勢を確保しております。
35	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等システムの不備により、あるいはコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、一般社団法人しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターは、コンピュータ・口座元帳ファイル・通信回線などの二重化およびバックアップセンターの設置等、災害発生時等に対するオンラインシステム確保にも万全を期しております。また、当金庫内、パソコンネットワークについては、「セキュリティポリシー」の作成等、顧客データについて厳正な情報管理を行うなど、システムリスクに対する十分な管理態勢を確保しています。
36	風評リスク	風評リスクとは、悪い評判や風説等が世間に広がることにより、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当金庫では、「風評リスク等緊急時対応マニュアル」を作成してすべての役職員が対応できる内部体制を整備するとともに、お客様からの苦情・インターネット上の風評関連情報をチェックするなど、十分な管理態勢を確保しています。
37	法務リスク	法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に関わる法令および金庫内規程等に違反する行為等（法令遵守違反行為等）により金庫の信用低下や損失を被るリスクをいいます。
38	有形固定資産リスク	有形固定資産リスクとは、災害その他の事象により生じる有形固定資産の毀損・損害リスクをいいます。
39	人的リスク	人的リスクとは、人事運用上の不公平・不公正や威圧的行為（パワーハラメント等）および差別的行為（セクシャルハラメント等）から生じる損失・損害をいいます。
40	その他のリスク	その他のリスクとは、上記のどのカテゴリにも属さない不測のリスクをいいます。